

第15回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年8月5日(金) 午後1時30分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
証人	副町長 重松 俊一 町長 中山 哲志
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稲員 美佳

(午後 13時 30分開会)

○古賀世章委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

傍聴の皆様方には、大変お暑い中、多数おいでくださいまして、誠にありがとうございました。
最後までよろしくお願ひをいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、証人喚問の前の進め方について申し上げます。

本日は、各委員から尋問を行う形で進めてまいります。

それでは、証人入室のため、暫時休憩をいたします。お願ひします。

(午後 13時 31分休憩)

(証人入室)

(午後 13時 33分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

重松証人におかれましては、本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定がございまして、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されるということになっております。

これによりまして、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受けまたは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることがあります。

一応以上のことと御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読お願いをいたします。

○重松俊一副町長 宣誓書。良心に従い真実を述べ、何事も隠さずまた何事も付け加えないことを誓います。令和7年8月5日、重松俊一。

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書に署名と押印をお願いをいたします。

(証人 宣誓書に署名押印)

○古賀世章委員長 ありがとうございました。それでは、御着席をお願いいたします。

これから証言を求めることがあります、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされますようお願いをいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより重松証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことといたします。

では初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは大刀洗町の副町長、重松俊一さんででしょうか。証人。

○重松俊一副町長 はい、そのとおりです。

○古賀世章委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりでお間違いございませんでしょうか。証人。

○重松俊一副町長 はい、間違ひありません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにするために努めなければいけないと考えております。重松証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えしていただければ結

構でございます。

それでは、尋問を行いたいと思います。

どなたか尋問がある方。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 私からは、旧さくら市場、現在は大刀洗マルシェかてて、通称かててについて質問いたします。さくら市場も、現在の通称、かててで質問いたしますので御了承ください。まず初めに、証人が平成28年から29年の2年間、地域振興課課長として在籍されていたことに間違いはございませんか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 はい、間違いありません。

○白根美穂副委員長 その当時の担当課長として、当時、さくら市場の現在かてては、任意団体と認識して職務を遂行されていたのでしょうか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 たしか町からサポートはしていたと思うんですけども、任意団体という認識で対応していたと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 証人が担当課長で在籍していたときに、町の主要施策として議会に報告をされています。町の主要施策であるならば、町直営として認識されていたのではないでしょうか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 ちょっと昔のことなのではっきりとした記憶はございませんが、たしか町から補助金というか、サポートをしていたので、主要施策の事項に記載し説明をしていたと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 かててには、事業要綱や条例、委託契約はどのようになさっていましたか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 よく覚えておりません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 平成29年の決算特別委員会において、当時の議員から手数料の使い道について質問があった際に、証人は、担当係長が不在なので、後日確認して報告したいとの旨の証言がありました。証人は、かてての運営業務全般の責任者として、地方自治法第32条に基づき、係長に業務を一任されていたのでしょうか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 恐らく、その当時は私が地域振興課の課長でございましたので、最終責任は私にあると思いますけども、そこら辺の説明はちょっとよく記憶にはありません。すいません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そういうことになりますと、係長は独断でかけての業務をしていましたことになりますが、間違いございませんか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 何か決定することについては課長に相談があって、一緒に協議して、やっていたと認識しております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 業務命令はされていたのでしょうか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 あまりそこはちょっと記憶にございません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 同じ決算委員会において、かけては独立した会計で行っているとも証人は証言されております。独立して会計を行うことは、法的に問題はなかったのでしょうか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 かけてという団体は任意団体で自主的に運営をしておりますので、町としてはサポートをしているという状況でございますので、町の事業とは別に、かけての任意団体が自主的に運営しているという認識がありました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 かけての売上げの一部が雑収入で一般会計に繰り入れられておりますが、任意団体が町の一般会計に雑入として繰り入れることは可能なのでしょうか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 そこはちょっと分かりません。

　　ただ、お金的に、残金を雑収入として、たしか特産品販売手数料とか何か、そういう形で入金していたのは記憶にあります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 入金することのできる法的根拠は何ですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 そこはちょっと分かりません。すいません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 任意団体としてということでございましたが、団体の組織はどうなっていましたか。代表者及び役員、特に、当時の構いませんが、会計管理者は誰でしょうか。代表者、役員、会計管理者の氏名をお答えください。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 よく覚えていませんけども、数名で活動されてあった記憶はあります。名前は思い出せません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その構成員のメンバーの中には、出品者はいらっしゃいましたか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 その当時、私は2年ほど地域振興課の課長でございましたけども、あまり深くかけてについては詳しくなかったので、ちょっとそこは思い出せません。すいません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。続けていきますか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 最後に。会計管理に証人は携わっていましたか。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○重松俊一副町長 カてての会計にはほとんど携わっていなかつたと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 カてての売上げの一部を雑収入で町へ繰り入れるとき、誰が決裁をされたいたのでしょうか。

○重松俊一副町長 そのときは、最終決裁者である課長が決裁していたと思います。

○白根美穂副委員長 以上で終わります。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか、どなたか。平山委員、お願ひします。

○平山賢治委員 平山です。今の証言に基づいて、少し幾つか質問させていただきます。

「町からサポート」という単語がございましたが、法的にはサポートというのはございませんので、サポートというものを法的に御説明いただけませんか。

○重松俊一副町長 法的にというか、支援をしていると認識しています。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 支援というと、例えば業務委託であるとか指定管理であるとか、任意団体に対して町の事業を行わせるに当たっての必要な法整備があると思いますが、そのような法的な根拠をお尋ねしております。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人、どうぞ。

○重松俊一副町長 そこはちょっと記憶ないです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 この事業を所管していた責任者はどなたなのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 責任者といえば、かててを担当している、最終責任は課長という形になると思
います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先ほどからの証言では、責任者たる課長が、この任意団体に対する事業の立てつけも御存じなければ、どなたが役員だったかも覚えていない、何があったかなかったかも覚えて
いない。なぜでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 地域振興課もいろいろ事業やっておりましたので、その中の一つの事業がかて
てということになると思いますから、あまり深く関わっていなかつたのかと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 実際には何らかの事業計画があつて、職務命令があつて、決裁があつてという証
拠が残ると思うんですが、私ども当職、百条委員会が調査する限り、そういういた任意団体の存在
の証拠はもとより、内部の職務命令に関する事、決裁に関する事、会計に関する事が一切
記録として残っておりません。なぜでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 先ほども申し上げましたように、かててという運営は自主運営をされていま
したので、あまり町のほうから指示をするとか、そういうことはなかつたと記憶しております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 こちらも何度も同じ質問になって恐縮ですが、そうであれば法的な立てつけが必
要だと思いますが、それはできていたんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 記憶は定かではありませんけども、何らかの国の補助事業に該当していたと思
いますので、その補助事業を使って人件費をサポートしていたという記憶があります。その事業
が、一つの、ちょっと事業、忘れ——地方創生何とか、何かそういう感じの事業じやなかつたか
なと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先ほど、自主運営ということがありました。どなたが自主運営なさっていたので
しょうか。お名前をお答えください。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 名前は忘れましたけども、かててのグループが自主運営をしていたと記憶して
おります。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 かててのグループというのは、身分はどういうお方なのでしょうか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 かててのスタッフとして町が雇った方が、グループとして運営をしていたという記憶をしております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 サポートとかスタッフというのは法的な意味のない発言なので、法的にお答えいただきたいんですよ。スタッフというのは、身分はどういう方々ですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 町が雇用した職員だったと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、町の公務員が何の法的根拠もなく自主的に活動していて、それを所管する課長は何も知らなかったという御証言でよろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 その当時は覚えていたかもしれませんけど、ちょっと今は記憶にないという状況です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 記憶がなくても記録が残っていればいいんですけど、記録もないんですよ。何ですかね。決裁も何もなさっていないんですかね。職務命令も出していなくて、そういうことが行われていたんでしょうか。それぐらい覚えていると思いますけど。記録がないんだったら、記憶がないとおかしいですよ、全部使途不明金になりますから。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 記録がないという理由はちょっと私には分かりません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 記録がない責任者は誰ですか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 誰か分かりません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 お話を聞いていると、課長が全く何も知らないということは、どなたかが根拠もなく何かの実施をしていらっしゃった。となると、何かこの事業というのは、直接の上司たる課長の決裁なりや判断を通さない、何か特別の直轄の治外法権の事業として誰かから指示されてやつたものだと思いますか。どうでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 誰かから指示をされてやっていたかという御質問ですけども、それは、業務命令としては課長、係長、担当者ちゅう流れになりますから、その中でやっていたと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 先ほどの御答弁によると、スタッフが町で雇い入れた職員ということになつておりますが、地方公務員法第35条、町職員として公務に専念する義務があるにもかかわらず、勤務時間に公務として任意団体の職務を遂行できる法的根拠は何ですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 そこはちょっと分かりません。

○古賀世章委員長 いいですか。

どなたか、ほかに御質問があれば。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その当時のかてて、さくら市場だったかとは思いますけども、代表者は誰でしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。御存じですか。重松証人。

○重松俊一副町長 女性が数名いらっしゃったとは思います。ただ、記憶はあるんですが、間違えとったらまた迷惑になるので。この人かなとは思うんですけども、自信がないです。

○古賀世章委員長 いいですか。

そのほか、どなたか御質問があれば。平山委員。

○平山賢治委員 女性、分からないとおっしゃるけど、代表者は公務員の方ということですか、臨時雇用の公務員の方、それとも公務員ではない方だと思っていますか。どちらですか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 身分で言えば嘱託職員的な、今でいう会計年度職員みたいな待遇だったと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 公務員たる身分の方が、自主的に動くというのは、公務としては許されるのでしょうか。その根拠があればお答えください。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 根拠はちょっと分かりませんけども、かててのスタッフとして雇用した職員ですので、かててのために、グループ内で話して活動されてあったという記憶です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となると、当然、指揮命令下に置かれる方ではないのですか。代表ではなく。仮に代表という名前であっても、課長など上司の指揮命令に基づいてしか動けない公務員たる身分の方ではないのですか。それが自主的に動いていたとなれば、大変な問題になると思いますがい

かがですか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 私の記憶では、あまり課のほうには相談がなく、自分たちで活動されてあった記憶があります。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 大変なことが行われていたということはよく分かりました。大変な問題だと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 もちろん当人たちの問題でなく、指揮命令者の問題ですよ。指揮命令者の責任が大変なことになるでしょうということです。課長職として、何か追加でお答えになることはありませんか。大変大きな問題になると思います、指揮命令下にある方が、指揮命令が及んでいないということであれば。なぜでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 恐らく、発足当時からそういう体制で運営されてきてあったと認識をしております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか、どなたか御質問があれば。

さては以上でよろしいですか。

次に、平山委員。

○平山賢治委員 次に、旅費の不正請求についてお尋ねします。

証人は、総務課長または他の課長として職務に当たっていた当時、出張命令者として職員に出張を命令したり、復命書を決裁したことはございますか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 総務課長時代は、職員の宿泊に伴う出張命令は総務課長まで決裁が回ってきていましたので、決裁をしておりました。

復命書については、担当課長までが決裁となっております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その際、一般的に宿泊を伴う出張命令書と復命書の決裁というのはどのような流れで行われるのでしょうか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 まず、出張者が何月何日、どういう要件でどこに行くという命令書が回ります

から、問題がなければ、総務課長まで決裁を下ろして担当課長へ返します。出張者が出張に行つた後、どういう研修があつて、どういうことで帰ってきたかということを復命書に記入して、担当課長まで決裁を回す流れになつております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうしますと、宿泊費の精算に関しては、どのような証拠書類、添付書類が必要だと認識していらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 出張復命書につけて請求するわけですので、旅費の留意点等を見ると、宿泊証明とか領収書が書いてあつたと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうしますと、おっしゃるように、町の旅費に関する条例や規則などによっても宿泊の証拠のない宿泊費は支出してはならないとされていますが、そのとおりの認識でよろしいですか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 そのとおりだと思っております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 これまで証人が決裁なり出張に関わったことで、それに反するような処理の仕方があつたことはござりますか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 私の記憶の中ではなかつたと思っております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ありがとうございます。

それでは、証人が出張命令者であったとき、復命書の決裁に関して、出張命令者としてそのような必要書類の添付は確認していましたでしょうか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 復命書は各課長が最終決裁者となりますので、復命書が回つた時点ではもう復命書だけですので、出張者が復命書をつけて、その後、必要な添付書類をつけて会計課へ旅費の請求をしていたと認識しております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 一般的な不正防止の方法としては、出張命令者が復命書に宿泊場所を記載させ、出張命令者がその証拠を確認の上で復命書を決裁すべきだと思いますが、そのような事務処理は行つていなかつたのでしょうか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 さっきの表現が悪かったんですけども、まず復命書は担当課長まで決裁し、旅費の請求書も担当課長まで決裁し、それから会計課のほうに請求という流れになっております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、出張命令者は、宿泊の証拠なりを命令者としては確認しないということですかね、実際として。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 ちょっとおっしゃっている意味が分かりませんけど、もう一度よろしいですか。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 出張命令者が出張命令書を出したり復命書を決裁したりすると思うんです、総務課長の時代に。そのときに、出張者が必ずこの場所に宿泊を行った等の証拠の確認は、出張命令者は行わないんでしょうか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 出張命令者というのは、担当課長のことを指してあるのか、宿泊に伴う出張ということで総務課長を指してあるのか、いずれでしょうか。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 総務課長時代です。総務課長時代、他の課長なり、総務課長が決裁すべき宿泊を伴う出張命令について、総務課長は出張命令者として宿泊の証拠等までは確認しなかったということですか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 意味が分かりました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○重松俊一副町長 はい。出張していいですかという出張命令書の問い合わせは総務課長まで回りますけども、その後の復命書なり出張の旅費の部分については、総務課長まで回らずに、担当課長決裁が最終となっております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、当該課長自身が不正を行ったとしても、それをチェックする手立てが会計課以外にはないということになりますか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 基本的には、担当課長が決裁し、最終的に会計課長が決裁という流れになっております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、課長が不正を行った場合にチェックが働く機関がないということになりますので、これは改善が必要かと思います。

次に行きますが、佐々木大輔氏の出張に対しても、証人は出張命令者として出張を命令したことはありますか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 宿泊の伴う出張であれば、私が当時総務課長のときに出張命令者として決裁したことはあります。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そのとき、佐々木氏の出張に関し、例えば年度末などに出張の必要があるものなのか、証人は疑問に思うことはありませんでしたか。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 まず、出張につきましては、旅費が伴いますので、年度当初というか、年度末の予算査定のときに一応厳しく査定をして、その出張が必要か必要じゃないか、重要性があるかないかという判断をして予算をつけますので、基本的に予算がつけば、もうその出張はある程度認められたという状況になります。

あとは、年度末とか年度初めとかにかかわらず、基本的には、研修なり、そのために出張していたと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 証人は、佐々木氏ほかの職員の宿泊自体が架空だと知りながら、出張復命書を決裁したことはございませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 先ほども申し上げましたように、出張行く前の決裁、出張に行ってよろしいというのは総務課長まで回しますけども、宿泊した後の復命書なり旅費の最終決裁者は担当課長になっております。

ただ、総務課においては、一応きちんとチェックして決裁していたつもりです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 実際には、当町では、佐々木氏が複数の証明書を偽造し、町はそれに基づいて宿泊費を支出しています。町が職員により公金を詐取されていますが、町としては被害分の告訴や損害賠償請求が必要ではないでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 佐々木氏の疑惑につきましては、先日、任命権者より分限懲戒審査委員会のほうに諮問がありましたので、調査する予定しております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もう一回聞きますが、被害分の告訴や損害賠償請求は必要ではないでしょうか。

そういう議論はなされますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 先ほども申しましたように、任命権者からの調査の諮問が来ておりますので、その中で調査していく予定にしております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか、どなたか。議長。

○高橋直也議長 さくら市場の件にちょっと戻りたいんですけども、平成29年の9月12日に決算特別委員会が行われて、そこでほかの議員からこういう御指摘があつております。さくら市場の収入は収入として上げるべきなど、きちんと上げるべきではないかという質問に対して、当時の地域振興課の課長であられた証人が、「さくら市場の場合は小さい金額から大きい金額まで多種多様に出るので、利用上、さくら市場の1つの通帳を作つており、その中で出し入れをして、最終的な残金を3月末に雑入として入金している。一つ一つ一般会計に入れて出し入れをしていると時間が間に合わない場合もある。やはりそこは通帳で出し入れさせていただき、最終的に残ったものを残金として入れているので、その方向でやっていきたい」という答弁があつているんです。この答弁を聞きますと、町直営としての答弁だと私には聞こえるんですけども、そこはどのようにお考えでこの答弁をされたのでしょうか。よろしくお願ひします。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 この答弁をしていると思うんですけども、ちょっとあんまり記憶にはございませんが、先ほども申し上げましたように、さくら市場が、町から人件費の負担はしておりますけども、独立したというか、自主的な運営をしておりまして、売上げが多い少ないというのは、恐らく売上げが少ないので高齢者等が作られた商品の小物の販売と思いますし、売上げが大きいというのはふるさと納税関係もあったのかなと思います。

ともかく、一般会計等の公金と違つて、さくら市場の売上げは任意団体が行つて売上げですので、通帳でまとめたほうが適正になっているという思いで発言したと思います。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 なかなか理解に苦しいんですけども。

質問を替えます。仮に、このさくら市場が任意団体だとしたときに、やはり任意団体であれ、1年に1回、決算とか総会とか行われると思うんです。その際に、町がこのさくら市場と関わっていくときに、1年に1回の決算報告とか総会資料とか代表者の名前とか、そういったのは確認されたことはなかったんですか、担当課長だったとして。お聞かせください。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 私は2年間、担当課長で地域振興課におきましたけども、総会に出席した記憶はございません。あんまり深く関わっていなかったのかもしれませんけども、そういう形で、さくら市場に対しての記憶というのはあんまりございません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○高橋直也議長 もう聞いても分からぬならいいです。

○古賀世章委員長 そのほか、どなたか。平山委員。

○平山賢治委員 まさに直轄の担当課長すら、事業の内容や立てつけが分からないと。任意団体と言しながらその団体が何なのかも分からぬ、スタッフは誰かといったら部下の公務員だと言う、もう支離滅裂ですよね。

だから、それがまさに私ども百条委員会なり議会が問題にしている、かてての抜本的な問題だということは御理解いただけますか。証人がそれだけ、担当課長でありながら何も分かっていない、理屈も説明できないと、これがまさに今回の問題だということは御理解いただけますか。理解できませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 基本的に担当課長であれば、各種業務にはある程度知識を持って対応していると思います。ただ、私があまり記憶になかったということを再度考え直してみると、やはりかてては町の業務とはちょっと離れたところの自主運営をやっている任意団体であったので、あんまり関わっていないというのが今の気持ちであります。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 おっしゃるような自主運営の根拠も任意団体の根拠も、一切、今、説明できないでしょう。できますか。何回も元に戻りますが。そこが問題だらうと申し上げているんですけど。御協力いただけませんかね、この正常化に対して。いかがでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 御協力というか、私は知っている範囲を全てお答えしているところでございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか、どなたか。何かほかにないですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 すいません。今、ちょっといろいろお話を聞いていて、かてては知らないところにあったからというふうに聞こえたんですが、興味がなかつたんですかね。いろんなお仕事があると思うんですよ、課長ってのは、いろんな部門が。だけど、やっぱりそれなりに2年間なら2年間、職制に就いていらっしゃるんだったら、この事業はどういうふうに進んでいるのか、こうい

う事業はどういうふうに進んでいるのかと、進捗状況ってのは見ますよね。1年間動かしてどれだけ進んだとか、どれだけマイナスがあったとかプラスがあったとかそういうのを、やっぱり実際に関わっていなくても結果はしっかり見なきゃいけないですよね、課長は。それを全然しなかったということは、やっぱり興味がなかったんですかね。

○古賀世章委員長 いかがですか。重松証人。

○重松俊一副町長 ほかの業務が忙しかったというのはあるかもしれませんけども、興味がなかったというのはそれはもう失礼ですので、そういうことはございません。

恐らくその当時は、今のかてて、マルシェと比べて、さくら市場の時代ですので、出品者も少なかつたし規模も少なかつたのではなかつたかと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 しかし、それでも町のほうから二百万幾らぐらいの。予算、結構つけていますよね、毎年。ということは、小っちゃい事業と思えないんですが。それだけさくら市場はしっかりした方たちがいらして、任せていても安心だという意味合いがあったんですかね。

○古賀世章委員長 重松証人。

○重松俊一副町長 私が申し上げた小さいというのは、その当時は今と比べて出品者も少なかつたし、事業規模が小さかつたという意味で小さいと申し上げました。補助事業なり、そこら辺はあんまり変わっていないかと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか、どなたか。いいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ないようですので、一応これで重松証人に対する尋問は終了させていただきます。

証人は退席、退室いただいて結構でございます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(証人退室)

○古賀世章委員長 以上で重松証人への証人尋問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

2時55分ぐらいから再開したいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

(午後 14時 18分休憩)

(午後 15時 00分再開)

○古賀世章委員長 皆さん、こんにちは。時間になりましたので、議事を再開いたします。

休憩前に引き続き、証人尋問を行います。

それでは、証人入室のために暫時休憩といたします。お願ひします。

(午後 15時 01分休憩)

(証人入室)

(午後 15時 02分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

中山証人におかれましては、本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定がありまして、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これによりまして、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受けまたは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申出をお願いをいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならぬことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

一応以上のことを行つたことを御承知になっておいていただきたいというふうに思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読をお願いします。

○中山哲志町長 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さずまた何事も付け加えないことを誓います。令和7年8月5日、中山哲志。

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

(証人 宣誓書に署名押印)

○古賀世章委員長 それでは、お座りください。

これから証言を求めることがあります、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされますようお願いをいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより中山証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことといたします。では、まず初めに人定尋問を行います。

まず、あなたは大刀洗町の町長、中山哲志さんでしょうか。中山証人。

○中山哲志町長 そうです。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりでお間違いございませんでしょうか。証人。

○中山哲志町長 間違いありません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。中山証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えしていただければ結構でございます。

それでは、尋問を行いたいと思います。

どなたか。實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、質問させていただきます。

初めに、7月30日付で配信されました「「大刀洗マルシェかてて」に関する報道について」というホームページの掲載内容について質問させていただきます。

また、大刀洗マルシェかててを「かてて」という文言で質問する場合がございますので、御了

承ください。

それでは、お手元の紙面をご覧ください。

まず、「百条委員会と役場の間で事実認識に違いがありますので」、とんとんとあります。どのような事実認識の違いがあるのでしょうか。御説明をお願いします。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 まず、役場側としては、かててについては不正な経理等はあってはいないという認識がございます。

これまでの百条委員会の議論を聞いておりますと、明らかに役場として不正な経理操作があつたような認識の下、質疑が進行されてございます。それを受け、7月25日に開催された百条委員会を取材されたテレビ局の放映が、役場側からすると、十分な裏づけの取材がされないまま、百条委員会の主張に沿った報道がなされております。これに伴いまして、職員に対する誹謗中傷、SNS等も含めて、大きな人権侵害とも思われるような状況になってございます。

なので、まず、この件について役場側の認識と百条委員会の認識が違う、そのことについて、いろんなお問合せが住民の方なり町外の遠方の方からも御意見等が担当課に寄せられておりましたので、まずはそこを、担当課の業務遂行の観点から、この百条委員会の後に記者会見を開いて説明する旨をホームページで掲載をさせていただいたところでございます。

○古賀世章委員長 そのほか。實藤委員。

○實藤量徳委員 次に、前文について質問します。

「「大刀洗マルシェかてて」（旧さくら市場）は任意団体として発足させたものであります」とあります。任意団体としての発足はいつでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 発足当初からだと認識してございます。

○實藤量徳委員 すいません。いつでしょうか。

○古賀世章委員長 すいませんが、質問にお答えしていただいて。中山証人。

○中山哲志町長 正確な日時については記憶してございません。発足当初からというふうな認識でございます。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、発足させたものとありますが、誰が発足させたのでしょうか。具体的にお答えください。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 旧さくら市場につきましては、町が発足させたものと認識——事業としてですね。当時、正確な事業名称覚えていませんけれども、失業者を雇用をしていろんな事業に当たるとい

うふうな事業がございましたので、その事業を活用して発足させたものというふうに認識してございます。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、「させたもの」という文言が、町が発足させたものと読み解くのが一般的です。かててが任意団体としたら、発足「したもの」となるはずですが、町が発足させた任意団体ということで間違いないですね。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 質問の意図がよく分かりません。

○古賀世章委員長 じゃあ、もうちょっと具体的におっしゃってください。

○實藤量徳委員 言葉の使い方です。発足させたという、「させた」というのは誰かが意識的に立ち上げたということ、発足したというのは自然にその団体が出来上がったということです。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 町が主導して発足させたという認識でございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 団体の構成メンバーは誰になりますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 さくら市場を構成しているのは、さくら市場の販売スタッフ、それから、さくら市場にいろんな手芸品等を納めていただいている出品者、それを支援するために、役場の職員がそれを支援する形で入っているという認識でございます。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 それは、出品者が構成員として入っていると認識してよろしいですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 私のほうはそのように認識してございます。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 団体の構成員は特定されていますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 その時点時点で出品者の出入りがございますのであれですけれども、それは今言われたような形じゃないかと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 団体の組織はどうなっているのでしょうか。代表者及び役員、特に会計管理者は誰になっているのでしょうか。代表者、役員、会計管理者の御氏名をお答えください。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 まず、さくら市場については、役場の職員が事務局機能を担ってございました。ただ、それについて代表が誰であるとか、任意団体でございますので会計管理者等の定めはないんだろうと思ってございます。その辺については、私のほうで詳細について把握してございません。なので、正確に答えることは困難でございますけれども、そのような認識でございます。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、団体の会計の方法の規則はどのようにになっておりますでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 詳細については把握しておりませんけれども、この任意団体のさくら市場等については、会計規則等が十分に整備されていなかったものと認識してございますので、今年度、新たに規程等を整備をし直したところでございます。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 団体の方針などの決定の方法はどうなっているでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 それについても、詳細は把握してございませんけれども、出品者あるいは販売スタッフと役場の職員とが協議の上決めていたんではないかと考えてございます。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 それですと、会計監査の方法も同じような形でしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 会計監査については、具体的な方法については認識がございません。

○實藤量徳委員 会計監査していなかったと。

○古賀世章委員長 もう一度お願ひします。中山証人。

○中山哲志町長 さくら市場については、町の経費として販売スタッフ等の人物費を出してございましたので、それについては、当然、町のほうの監査を受け、議会のほうの決算委員会等でも認定をいただいているものと思ってございます。

ただ、ホームページでも書いておりますように、販売代金については一般会計での処理になじまないことから、任意団体のさくら市場として処理をしていたものでございまして、その会計の監査なりがどのようにされていたかというのは、私自身はちょっと十分な認識がございません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 さくら市場が大刀洗マルシェかててに変更された時期はいつですか。また、どのような手続によって名称を変更されたのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 明確な時期について私のほうに記憶ございませんが、これはふるさと財団のいろ

んな事業で、さくら市場を今後どうしていくのかということを、ふるさと財団のほうのアドバイザーの意見もお聞きしながら、さくら市場の中で協議をされて名称も変更し、新たな名前で行うほうがいいんではないかというふうな認識の下、変更されたものと捉えてございます。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 次に、販売に関わる人件費等を町の予算から支出し、事務局機能を役場職員が支援する一方、販売代金については一般会計での処理になじまないからという文言がございます。これについて、少し質問させていただきます。

一般会計処理になじまないとはどういうことでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 言葉のとおりでございます。

○實藤量徳委員 すいません。具体的にちょっとよろしいでしょうか、なじまないという。

○古賀世章委員長 中山証人。具体的にお願いします。

○中山哲志町長 私も、さくら市場の実際の経理について、実務を担当しているわけではございませんので、実体というか、詳細については把握してございませんけれども、そのように当初から報告を受けてございますし、私自身、そのような認識でございます。

また、これはどこの自治体においてもそうなんですけれども、何々協議会とか何々実行委員会等で、いろんなイベントであるとかそういう販売系の部分を、いわゆる町の自治体の予算とは切り離した形で処理をして、それに対して、その部分を人的に支援するであるとか、事務局機能を担って、その会計を自治体の職員が通常（　）管理してするというのは、ほかの団体でも数多く行われている手法だというふうに認識をしてございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○實藤量徳委員 それでは、人件費や、物品購入費等の購入費や、公用車の使用を認めていますね。その旨の文書は存在していますでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 今言われたような文書の存在については、私自身、認識してございません。あるかないかを含めて、認識してございません。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 通常、町が物品を購入する場合、会計処理の仕方はどのようになっていますか。御説明ください。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 物品購入等を町の職員としてやったことはございませんので、大刀洗町においてどのように通常されているかというのは、申し訳ありませんが、私自身は了知しておりません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○實藤量徳委員 通常、町が住民から収入として入ってくる会計処理や手続の仕方はどのようになっていますか。御説明ください。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 もう少し分かりやすく質問していただけますか。

あと、私は町長という立場でございますので、一般職員の実務的な実際の一つ一つの行政手順について全て把握しているわけではございませんので、その旨を理解の上、御質問いただければと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 その質問は、後に具体的に質問させていただきます。

かててが通常の会計処理をなされていませんが、しなくていい根拠は何でしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 今、委員が御指摘があった、通常の会計処理がされていないというのは何を言わされているんでしょうか。

○實藤量徳委員 通常ですと、一般会計のほうで予算を立てて物を買ったりとか、それに売上げを入れたりとかしますけど、かてての場合、別通帳でやっているということでございます。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 先ほど証言したとおりでございますが、さくら市場、かててについては、販売スタッフ等の人事費については町の予算から支出をしております。これについては、町が支出する同様の手法で執行されているものと認識してございます。

ただ、販売代金につきましては、販売については、これは出品者の出品は、さくら市場のほうでお預かりをして、売れた場合については、その売れた代金を出品者のほうにお返しをするというふうな形式を当初から取ってございます。その中で、出品に際して、出店料であったり、あるいは駐車場料金であったり、売り上げたものを包む袋であったり、共通にかかる分がございますので、それは当初に出品者の間と販売スタッフの間で話し合いをして、1割の手数料を、町の会計外で、かててのほうで取って、その中から必要な経費を捻出しましょうというふうな決めの下、されてきたというふうに認識をしてございます。

なので、何で違うんですかというと、それは任意団体としてそういう事務処理をしてきたので、それは一般的——これ、マイクを替えたほうがよくないですか。大丈夫ですか。

○古賀世章委員長 確認してください。

○中山哲志町長 失礼しました。

一般の役場職員、一般会計でやっているものとは違う形で処理をされてきたものと認識してご

ざいます。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、任意団体が町のインボイス番号を利用することはできますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 インボイス云々については、私自身、了知してございません。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 かけては町のインボイス番号を利用していますが、利用できる根拠は何でしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 それについても了知してございません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 行政の場合、使途不明金が生じた場合、町は通常どのように解決されるのでしょうか。御説明ください。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 使途不明金というはどういうあれでしょうか。それは、ちょっとよく分かりませんけれども、通常の会計規則等にのっとって処理されるものだと認識してございます。

○古賀世章委員長 いいですか。

そのほか、どなたか。河野委員。

○河野政之委員 私のほうからは、出生記念事業のことできちんとお尋ねしたいと思います。

皆様のほうに配付しておりますものを確認をしてください。

いいですか、委員長。

○古賀世章委員長 はい、どうぞ。

○河野政之委員 かけての代表者は町長のお名前になっております。町長はいつ、かけての代表者になったのか、簡潔にお願いいたします。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 私がかけての代表者になったという認識はございませんが、便宜上、こういうふうな契約書ができているんではないかと推測をいたします。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 町長が、かけての代表者としての手続はどのようにされましたか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 ですから、私がかけての代表者になっているという認識はございません。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 認識がない。ちょっと考えられませんけど。

町長が代表者とするならば、かてての代表者の会計責任者は誰が任命されたのですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 かてての会計についても、かてて、旧さくら市場の中で協議をした上で、会計等、誰が通帳管理するとか決められたものだと認識してございます。

ただ、先ほどもお答えしましたとおり、これまでのさくら市場、かててについては、十分な内部規程が整備されていない部分がございましたので、今年度、整備をし直したところでございます。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 かてての代表者、町長として署名するが、違法ではない法的な根拠の説明をお願いいたします。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 今言われたような部分については、私自身、十分に把握できておりませんので、今お答えすることは困難です。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 次の質問に行きます。

村田課長が、かててに関する業務を課長名義で行っていましたが、それは地方公務員法第32条に基づき、公務員として町長命令で行われていたものですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 今、地方自治法の規定を言われたんですか。

○河野政之委員 そうです。地方公務員法32条。

○中山哲志町長 32条が何を規定されているのかというのが今明確に分かりませんのであれだけれども、先ほどもお答えしておりますとおり、さくら市場等については町が主導する任意団体として発足させたものでございまして、その事務局機能を役場職員が担っており、その部分の会計等を補助する部分については職務として行っているものと認識をしております。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 地方公務員法第35条、町職員として公務に専念する義務があるにもかかわらず、勤務時間に公務として任意団体の職務を遂行できる法的根拠は何ですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 先ほど来、お答えしておりますとおり、このさくら市場については町が主導した任意団体として発足させて、目的はあくまでも、こちらのほうにも書いておりますが、高齢者の生きがいづくりであったり、あるいは町民の創業支援を目的に、町の業務の目的に沿った形で任

意団体として発足させたものでございます。ですから、その部分については町の業務として任意団体の業務をサポートしているものであり、そういう事例は日本全国どこの自治体にもあるものだと認識をしてございます。

○實藤量徳委員 理解に苦しますけど。その旨、記載されている文書とかはございますか、それについて。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 重複した証言になって恐縮ではございますが、町として発足させた任意団体のサポートを当該自治体が行うというのは通常、法的根拠について、今、直ちに申し上げられることはございませんが、どこの団体でもそのような事業の進め方はあっているものと認識をしてございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 すいません。ちょっと確認させてもらいます。

大刀洗町の中に大刀洗町文化協会というものがございます。これも町主導の下の団体という認識で間違ひありませんか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 そうではないかと思っておりますが、今、断言するだけの情報を持ち合わせておりません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 今、大刀洗町文化協会の規約の中に、事務局を生涯学習課に置くという、明記された文面がございます。そのような文書、取決めが、かくてと町の間にあるのかという質問なんですが。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 先ほど来、証言しておりますとおり、さくら市場についてはそのような内部規程の部分が未整備の部分が多々ございましたので、今年度、新たに整備をし直したところでございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、15年間、未整備のまますっと動かされていたということでよろしいんですね。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 お答えします。

任意団体はいろいろありますけれども、任意団体の内部規程がどこまで整備されているかというのは、その任意団体ごと、個々の状況によるんだろうと思います。

今、委員から御指摘がございましたように、さくら市場については十分な内部規程が整理がで
きていたなかった部分ございますので、今回、整備をし直したところでございます。

○古賀世章委員長 すいません。質問に対してきちんとお答えをお願いしたいと思います。15年間
放置した状態であったかどうかを問われるとと思うんですけど、よろしいでしょうか。中山証人。

○中山哲志町長 きちんと答えているつもりでございます。先ほどもお答えしましたとおり、任意
団体については、いろんな任意団体がございます。例えば——例えばというとあれですけれど
も——自治会であったり、センターの管理委員会であったり、協会だったり協議会だったりあり
ますけれども、それが全てがいわゆる行政と同レベルの内部規程が整備をされて、きちんとなっ
ているかというと、それは、申し訳ございませんが、個々のその任意団体ごとによって差異がご
ざいます、実際。

このさくら市場については、発足以来、個々の部分の内部規程の整備が十分ではなかったとい
うのは事実でございますので、今回、今年度、新たに整備をし直したところでございます。

○古賀世章委員長 そうすると、15年間、放っておいたということでよろしいですね。そこをお答
え願いたいということで質問しとるんですけど。いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 放っておいたかと言われるちょっと答えに窮しますけれども、必要な見直しを
今回行ったという認識でございます。

○古賀世章委員長 そうしますと、必要な見直しを行ったということは、何か非があるからされた
んじゃないんですか。普通、何もないんなら見直ししませんよね。その辺、どうなんですか。証
人。

○中山哲志町長 ですから、先ほど来、証言いたしておりますとおり、任意団体、準公金団体として
十分な規程の整備等が行われておりませんでしたので、今回整備をしたところでございます。

○古賀世章委員長 そのほか、どなたか。河野委員。

○河野政之委員 それでは、かててが出品者からもらい受けた手数料について質問いたします。

以前、一般質問での町長の答弁では、かてての手数料は出品者と協議しながら決めたと言われ
ましたが、担当課長の証言では、担当課が決めた手数料を個別に出品者に承認を取っていたとい
う証言がありました。これは、個別としているので、協議とは言えないんでしょうね。かてての
運営に関しては、その都度町長の承認を得て行ってきたと担当課長が証言されています。なぜ証
言が食い違うんでしょうか。手数料の一定料金また算出方法の根拠は何ですか。質問します。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 さくら市場については、当初、さくら市場スタッフと出店者のほうで協議をして、
手数料1割というふうに決めたというふうにお伺いをしてございます。その後、手数料等の取扱
いについては、ふるさと財団のアドバイザー等の意見も踏まえながら、担当課において検討して、

変更されたものだというふうに考えてございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。河野委員。

○河野政之委員 地方自治法第2条、地方公共団体の目的は住民の福祉の増進を図ることであり、利益追求が目的ではないことを示唆されています。

以前、町の所有する建物や備品を使用して、かててがイベントを行っていますが、その際、備品、電気やスペースの利用に使用料を出店者から徴収しています。

しかし、町は、建物の使用料金や備品、電気代については一切徴収していませんでした。このことにより、かてては利益を得ており、また、手数料を値上げするなど利益を考えて運営しています。このことが地方自治法に抵触することにならない法的根拠をお答えください。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 今言われたような認識は全くございません。地方自治法に抵触するようなことは行っていないという認識でございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 すいません。聞き漏らしたので確認なんんですけども、先ほど、準公金団体とおっしゃいましたか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 申し上げました。

○古賀世章委員長 言われたそうです。よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、準公金団体が出店者から手数料を取って、町に売上げの一部を入れ込むということはできるということなんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 準公金団体というのは、行政が関与してつくっている任意団体というふうに理解してもらえばと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 先ほど来、任意団体、任意団体とおっしゃっておりますけども、証人が町長選に出たときのマニフェストには、町直営移動マルシェかててを応援と明記されていますけども、これはもう、がつり直営ということで認識されていたということですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 これは言葉の使い方ではございますけれども、町のほうが主導して販売スタッフ等々の人工費を町の予算のほうで計上している、かててという団体ということで直営という言葉を使っておりますけれど、運営の実体としては任意団体として運営をしているということでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 すいません。平山です。よろしくお願ひします。

冒頭、事実認識の違いのところで、不正な経理があったとは思っていないとおっしゃっていますが、複数の現場の証言によれば、領収書はその都度捨てた、処分した、あるいは袋に入れていたけどその後は確認していない、また担当課長は領収書は1年ほどで廃棄してきたなどと証言されています。御承知だと思います。あまりにもずさんな会計処理であります。

通常、領収書がないものは使途不明金になりますが、今回発生した使途不明金は、いわゆる任意団体とされるものを設立させた方としてどのように処理をされますか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。中山証人。

○中山哲志町長 お答えをいたします。

今、平山委員が言われた部分について、詳細は把握してございませんけれども、任意団体としてそのように処理をしてきたものだろうと思ってございます。

ただ、先ほど来、証言しておりますとおり、例えば証拠書類の領収書等の取扱い方等について明確な定め等を定めていなかった部分もあると思いますので、その辺については改善すべきところは改善したいと思ってございます。

また、先ほど来、いろいろと御質問受けておりますけれども、どうしても百条委員会の御指摘と町の認識に一定の差がございますので、これについては、今後速やかに第三者の調査委員会を立ち上げて、その場において、かくて、さくら市場の経理処理の妥当性について検証をいただきたいと考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 改善することは改善するじゃなくて、今まで発生している使途不明金をどうするのかをお尋ねしております。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 使途不明金というふうな認識はございません。任意団体のさくら市場等で経理された経緯については、不正な経理操作等なく行われているものというふうに私は考えてございます。

ただ、その要は領収書等の取扱いについて、今、委員が御指摘のような点があるんであれば、その辺も含めて、第三者調査委員会で検証していただきたいと考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 例えば出品者の方から使途や使途不明金を尋ねられた場合、誰が答えるのですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 出品者の方から、そういう——使途不明金という言葉遣いはどうかと思いますけ

れども——聞かれた場合は、事務局スタッフあるいはそれを支援する役場のほうでお答えすることになろうと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 まず、スタッフって誰ですか。どういう身分の方ですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 会計年度任用職員ではないかと思っておりますが、明確に、今、断言できる持っておりません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 スタッフ等が決裁権があるということですか。スタッフとされる公務員の方、いわゆる係長でもない、公務員の方ですかね。そういう方が決裁権があるということですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 お答えします。

先ほど来、お答えしておりますとおり、さくら市場については、販売スタッフや出品者、それから役場の職員等が協議しながら進めてきたものと認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もう一回最初に戻りますが、町が設立させた団体ですよね。であれば、当初から、その団体の代表者なり規約なり、会計責任者があつて、そこに対して、委託契約や指定管理などの法律を定めた上で公金が支出されなければならないと思いますが、違うんでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 そのように当初からできていればよかったですと思うが、先ほど来、お答えしましたとおり、この任意団体の内部規程等は未整備な部分がございましたので、今、整備をし直しているところでございます。

また、任意団体の中には、どうしてもいろんな規程が行政と同じように整備できている団体ばかりではないというのは現実でございまして、そこはなるべく、要は任意団体であったとしても、きちんとそういうふうに立証できるような体制が望ましいんだと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 改善することは改善する、今年度以降のことはひとまず置いといて、これまで15年間の中で、町が設立させたにもかかわらず、何らの法的な実体のない団体として、代表者もいなければ規約もない、手数料の定めもない。証人が任意団体と称するものに対して、15年間も町直営の人事費や需用費が支出されてきて、かつ、その中で多額の金額の領収書のない使途不明金が発生しており、さらには利益も町に全額は戻っていないと。これは誰の責任によるものですか。誰に責任を取っていただいたらいいんですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 今、平山議員が言われたような認識と役場の認識は異なりますので、その認識の違いも含めて、第三者委員会のほうで検証いただきたいと思ってございます。

また、付言して申し上げさせていただくならば、今回の百条委員会の進め方について、私自身としては大変疑義を感じてございます。職員に対するハラスメント、人権侵害ではないかと。

○古賀世章委員長 証人、質問以外のことなお答えにならずに。

ほかに、どなたか質問があれば。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 すいません。令和6年度に実施された町の会計、監査委員による随時監査においてなんですけども、さくら市場の出店料が町から支出されているという指摘に対して、町からの返答なんですけども、さくら市場は任意団体ではなく、町による移動販売であり、問題ないということで書面で回答されているんですけど、監査委員に対して、任意団体ではないという虚偽の報告を町がされたということにはなりませんか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 今の監査委員に対する回答について、今、手元にというか、詳細にお答えできる材料を持っておりませんけれども、そこは担当職員の直営と任意団体の認識がきちんと整理されていなかつたものではないかと思います。

○古賀世章委員長 ここで暫時休憩を入れたいと思います。4時5分ぐらいから再開したいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 15時 48分休憩)

(午後 16時 05分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

休憩前に引き続き、証人尋問を行います。

それでは、委員の方、よろしくお願ひをいたします。平山委員。

○平山賢治委員 引き続きよろしくお願ひします。

証人は、百条委員会と認識が違うとおっしゃっているんですけど、多分認識が違っているんじやなくて、事実についてはあまり争いは私もないと思うんですよ、こういうことが起きているということについては。

事実に関する認識が違うんじやなくて、事実に関する評価が違うだけだと思うんです。例えば、領収書のない支出に関する評価が違います。一般的には、支出の証明ができるものは使途不明金として扱われますが、一般会計においては、領収書のない支出というのはどのように評価をされるものでしょうか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。中山証人。

○中山哲志町長 一般会計において、領収書が必要な費目の支出と必要でない費目があるんだというふうに認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 領収書が必要なものに関して領収書がついていないという場合、監査を受けた、その際に領収書がない、すなわち支出の証明ができないという場合においては、一般会計についてはどのような処理が行われますでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 私が実際の事務をやっておりませんので、詳細については承知しておりませんが、領収書を添付できなかった理由書等を添付するのかなというふうに想像しますが、そこは実際の事務をやっておりませんので、その分については正確にお答えできません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 町長が責任者たる町の行政において、例えば監査を受けた際に、1年前の領収書は全て廃棄したのでこの支出については証明ができませんと言われた場合、町長はどのように対応いたしますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 まず、それぞれ支出費目ごとに保存年限というのがございますので、当然、保存年限の書類、保存年限までは証拠書類を保存しなくてはいけないと。そこについては、当然、必要な書類を添付するというのが通常の行政のやり方だと思ってございます。なので、そこでもし必要な書類が添付していないのであれば、添付するように指導するというのが職責だと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 一切合財捨てたので証明ができないという場合、その支出についてはどのように取り扱われますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 それは、支出証拠書類の保存年限との兼ね合いになろうかと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 いわゆる管理上保存しておかなければならぬ年限にもかかわらず、保存がされていなくて、支出が一切証明できないといった場合の支出についてはどのように対応なさいますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 個別具体的な事例について、正確に答弁できないところがございますけれども、通常は、一般会計において、必要な書類がないということであれば、それはつけるように指導し

ますし、何でないのかとか原因究明と、それから再発防止に取り組むということになろうかと思
います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 使途不明金が確定した場合、捨てましたと、捨てて燃やしましたという場合に、
全てが支出の証明ができない場合に、これは公金が使途不明になっているわけですよね。公金が
使途不明になった場合、町長としては当然対応しなくてはいけないと思いますが、どのような対
応しますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 まず、前提として、さくら市場の売上代金が公金だという認識は持つてございま
せん。なので、今の質問についてはお答えするのが難しゅうございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 すいません。私は、公金じゃないことじゃなくて、公金についてそのような処理
があった場合はどういうふうに町長は処理をするんですか、使途不明金に関して。それをお尋ね
しています。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 先ほど答弁しましたとおり、原因究明と再発防止策ということになろうかと思
います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 当然、使途不明金、穴が開きますので、これに対して損害賠償を求めなければな
らないと考えますが、その辺はいかがですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 一般論の仮定の質問にはお答えするのは難しゅうございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もちろん、これが故意に誰かが懐に入れたというのであれば、横領ということで
刑事事件になりますが、仮にそのような横領の意図がないにしても、一般会計における使途不明
金については、一般的な取扱い——再発防止じゃなくて、そこに使途不明金が発生している場合
について、町の責任者は当然に使途不明金、欠損の部分についての対応が必要かと思いますが、
いかがですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 全て一般論で言われているので分からぬ部分がございますけれども、そういう
部分についても、それは適切に対応してまいりたいと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先ほどの御質問にあったんですけど、物品を購入する場合、現場の処理が分からぬと言いますが、証人が会計、県庁でもお働きになった……。

○古賀世章委員長 すいません。携帯電話は切っていただけませんか。申し訳ありませんけど。よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 すいません。ちょっと質問を替えます。

先ほど、「出品者にお返しする」という発言があったと思うんですけど、それはどういう意味なんでしょうか。もう少し詳しくお答えいただけませんか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 さくら市場については、物品を出品者の方からお預かりをして販売をし、その代金を出品者にお戻ししているという認識でございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その際、手数料を頂いて、それを別通帳にプールなさっているというふうに聞きました。そういうふうにやっているということについて、町が。先ほどの話では。

先ほど、証人が町が設立させたと言われるこの任意団体とされるものは、代表者もいなければ規約もなく、収入支出簿も作成せず、会計監査も受けず、総会も開かず、徴収する手数料に関する公式な規約もない、そのとおりですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 正確に全て把握しているわけではございませんけれども、不備な点があったというのは事実だろうと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 町が主導する任意団体ということであれば、福祉の目的、高齢者の生きがいづくりとおっしゃっておられましたが、そうなると手数料は取らなくてよかつたように思えるんです。ラッピング代とかということでしたけども、それは一般会計の需用費からも一部出ているところがあるので、それでカバーができたのではないかと思います。

また、ドリームカフェは以前、町民でも使用するときは使用料というのを取られていましたけども、あそこも今は町民はゼロ円で、町外の方が使用するときだけ1,000円取られているようになっています。

なぜ、かててが、生きがいづくりを応援すると言いながら手数料をずっと取り続けて、それが売上げになって、会計の中で、通帳の中ですっとお金がたまっていくということに、どうしてこうなってしまったのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 白根委員の御質問にお答えします。

かてて、さくら市場については、当初、委員御指摘のとおり、高齢者の生きがいづくりであったりとか、あるいはこれから創業する新しい取組を、自分たちの趣味を使って少しでもお小遣いになるような、そういうところを応援しようという目的でやってきたものでございます。

なので、議論としては、当然、手数料を取らなくてもいいんじゃないかというふうな議論は当初あったんだろうと思います。当時の状況を全て把握しているわけではないですからあれなんですけど。ただ、それは販売スタッフと出品者の間で、どういうところに出店するにしても手数料は取られるんだから、1割ぐらい手数料を取ってもらったほうが気兼ねなく出品できるというか、そういうふうな議論もあって、話し合いの中で1割手数料を取るんだというふうなことになったんじやないかと私自身は思ってございます。

なので、そういう中で、さっき言った手数料を除いた部分の販売料金等をお戻しするときに、一回一回というのはあれなので、恐らく多分月ぎめぐらいでお渡ししていたんだと思いますけれども、それを管理する通帳が必要だったので、さくら市場という通帳を作つて、その中で販売代金の管理をしていたんだと思います。

その中で、出店等に伴つて必要な共通経費をその中から支出するし、ただ、年度末になって残額等がございますので、それについては、年度当初に必要な額を除いて、一般会計に雑入として繰り入れる取扱いをしてきたものだというふうに私自身は認識してございます。

また、途中から手数料等変更になっているような部分もありますけれども、これはふるさと財団のアドバイザーのアドバイスもいただきながら、将来的にさくら市場が自立できるように、今は町のほうの予算を使ってスタッフの人事費等を賄つておりますけれども、そういう町からの財政的な支援がなくても、将来的に自立するような協議会なり任意団体として発展的になるためにはどうしたらいいかというふうな議論が役場職員なり販売スタッフなりの中であつて、それに基づいて変更してきたものというふうに私自身は認識をしてございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 今の説明だったとすると、任意団体から、かててから売上げの一部を町に入れる必要はなかったですよね、独立を考えているんだったら。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 白根委員が言われるとおり、そういうふうなやり方もあると思うんですけども、これまで、そこが30万なのか40万なのか、私、承知しておりませんけれども、1割取った分から必要経費を除いた残額については、年度年度というか、その都度、翌年度の当初に必要な額を除いて一般会計のほうに繰入れをしてきたんだと思います。

ただ、委員が言われるように、将来的に自立した組織体を目指すんであれば、そこを、ずっと通帳で管理して繰越ししてくるというのは一つの在り方としては考えられるのかもしれませんけ

れども、まだ今の段階では、どうしても販売スタッフの手数料を貰うような、そういう額には全然なっていませんので、このような取扱いをしてきたんではないかというふうに考えてございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 だとしたら、だからこそ、ためとけばよかったと思うんです。大分な額がたまっていると思うんですよね、15年間で。町に入れ込まなければ。さきの御発言からすると、なぜ自立を目指しているところから入れなきやいけなかつたんだろうって、答弁を聞いてもちょっと分からんんですけど。

あと、共通にかかる部分の諸経費で手数料を取っていたということなんんですけど、平成4年だったかな。この通帳、毎年毎年入れているというわけじゃなくて、入れていない年もあるんです。ある年は2年分まとめて入れたりとか、ばらばらなんです。それがどういう計算方法かちょっとまだ分かんないんですけども、令和4年5月31日の通帳の残が213万3,395円ありました。なぜ、これがこの大きな金額をプールしているんですかと聞いたところ、エダマメを購入するためにプールしていましたということだったんです。その前の令和2年、3年は、地方創生推進交付金の中からエダマメを購入されている。しかしながら、令和4年度はさてての通帳の中からエダマメを買っているということになるんです。それは共通した諸経費になるんでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 今、白根委員から御指摘があった点について、私自身、十分了知してございませんので、そういう点も含めて、今後設置する第三者委員会のほうで検証いただきたいと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根委員。

○白根美穂副委員長 次の質問も言葉のあれと言われるかもしれないんですけども、令和5年度に地域再生マネージャー事業助成金交付というものを町が受けています。この事業名が、大刀洗町直営移動市場を核とする小さな起業支援事業として申込みを受けて、助成金が交付されているんです。やはり、町が運営している。任意団体ではなくて、直営とここに書いてありますので、直営事業してきたんだということになるように解釈できるんですけども、どうですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 白根委員の御質問にお答えします。

委員が言われたような、まさにそうなんですけれども、言葉の問題でございまして、当時の担当者が直営というのをどういうふうに認識していたのかということだろうと思います、販売スタッフ等、町の一般会計から出しておりますので。

ただ、先ほど来、御説明しておりますとおり、かててあるいはさくら市場というのは、いわゆる任意団体として実体は動いてきているものでございまして、それに対する補助金を申請をした

と。その言葉の使い方が妥当だったのかどうなのかという点はあろうかと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 最後に確認なんですけども、何度も証言していただいているかと思いますが、確認です。

このかでてという任意団体には、規約も要綱も町との契約等も、何も骨格をつくってこなかつたということでおろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 白根議員の御質問にお答えします。

何をもって骨格というかというのはあるんでしょうけれども、十分な内部規程が整備されていないまま、まず、この事業は当時、雇用対策事業として始まったので、失業者を緊急に雇用して、町の活性化を図るみたいな事業スキームだったと思います。その中で、任意団体たるさくら市場の内部規程等が十分に整備できていなかったというのは御指摘のとおりではないかなと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか、どなたか。平山委員。

○平山賢治委員 つまり、任意団体とするものには何の実体もなく、その実体としては、町が全ての予算を出して、事業従事者は全て町の公務員で、公務員が全て実体のない団体の業務を行ってきた。領収書も捨てたと言っている。手数料を取る規約も条例もないと。先ほど来、証人が申しているように、今までの15年間のこうした運営というのについては、問題があったということに間違いないですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 内部規程が整備されていなかったという意味でいえば、問題があったというふうな認識でおりますが、委員会のほうで指摘されているような不正な経理等はなかったものと認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 保存期間が必要な部分の領収書を見て、都度廃棄したというのも不正な経理とは言えませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 任意団体たる証拠書類のどういうふうに保存し確認するのかという規程が十分整備されていなかったまま取り扱っていたということだろうと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 また戻りますけど、任意団体の実体がないので。証人は任意団体とおっしゃるけど、任意団体ないんですよ。だから、これ全部直営なんです。だから、直営の事業で、全て公務

員が関わって、関わっている公務員が領収書を捨てたと、そして多額の使途不明金が出ているという話なんですか、何か違いますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 そのような認識は全く違います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 任意団体の全然証明ができていないので、我々としては任意団体がないのだと。

任意団体の実体がない中で、全て職員が行っているとしか判断ができない。そこは議論してもしようがないのでやめます。

先ほどの証人の証言の中で、「町とかてての取決めの中で」と言いましたが、町とかてての取決めというのはどこでどのような文書が、合意がなされたものなのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 さくら市場については、当初、販売スタッフと出品者、それから役場職員の中で協議をして、運営の仕方なり、手数料を決めていったものと認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それに全て公務員に関わっているんですけど、その決裁や文書というのはどこに残っているんでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 それについては了知してございません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 つまり、証人のおっしゃっていることは何の証拠もないんですよ、証人が主張なさっているだけで。評価とかじやなくて、事実がないので。我々も大変な時間と労力をかけて調査していますが、そういった当然任意団体として必要な書式や規約、それから公金、税金、公務員として人件費扱う条例も何もないということで、証人がおっしゃっているのは、ちょっと問題があったというレベルの話ではないと思うんですが。

これは、また今後も続けていきたいと思います。

次、行きますが、インボイス制度について、証人は承知していないと言うが、誰だったら分かるんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 質問の意図が分かりませんが、インボイス制度自体が、誰が専門的に分かるのかということであれば、それは税理士さんなり公認会計士さんではないかと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もう一つ、お手元に出生記念品事業単価契約書というのがあります。甲が大刀洗

町長中山哲志氏で、乙が中山哲志氏であります。この印鑑を押したのはどなたでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 存じ上げません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 町長の公印をどなたかが町長の知らない間に押したということですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 公印の管理は総務課長及び副町長のところでやっておりますので、決裁文書等を担当課なりが両者のどちらかのほうにお見せをして、見ている前で押印しているものと認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 この文書は承知なさっていますか、証人は。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 こういう文書があつたかもしれませんけれども、明確には覚えてございません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 例えば、この文書が原因で損害や事件が発生した場合というのは、この文書の責任者はどなたになるのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 直ちに明確な回答することができませんが、これが町のほうで決裁をして行われていて、何かそのようなことがあるんであれば、最終的には町長に責任があると思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 契約に関する押印ってのは非常に重要なものでして、しかもこの文書には2か所、証人の印鑑が押してあります。にもかかわらず、こうした重要な契約書類をあまり記憶ないとかどなたが押したか分からぬといふのは、これ、大変なことじゃないでしょうか。どうですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 どこの自治体でも同じだと思いますけれども、それぞれの自治体において、いろんな契約であつたり支出の会計処理というのは、事務決裁規程、事務委任規則等に基づいてそれぞれつかさどる決裁権者等で決裁をし、押印をし、事務を執行しているものだと認識してございます。

町長印が押してあるからといって、全てが全て町長がそれを確認して押印しているわけではございませんし、また、決裁文書というのは日々ものすごい膨大な数の決裁文書がございますので、全てを全部記憶しているかというと、それは覚えていないというのが大半であろうと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 この文書を読めば、大刀洗マルシェかての代表が中山哲志氏であるように見えますが、そのとおりですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 先ほど答弁したとおりでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 すいません。もう一度お願ひできますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 町が主導してつくったかて、任意団体たるかてを、便宜的に担当者のほうで町長名を使っているんだろうと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 本当の代表者はどなたですか。お名前をお答えください。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 さくら市場等については、代表者等の定めをこれまできちんととしていなかったという分があるんだろうと思います。なので、今回見直して、大刀洗町地域活性化協議会については、代表者をたしか地域振興課長というふうに定めているんだと認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 何度も言いますが、不備じゃなくて、存在そのものがないんですよ。なので、不備とかという問題ではないので。何の実体もない、任意団体として団体のないものが、中山哲志氏として、ここで公印が押されているということだと思うんです。

もう一つは、これは契約金額が3,000円、税込みとなっております。しかし、実際には、乙の中山哲志さんから甲の中山哲志さんに関しては2,500円の商品しか納品されていません。契約金額で示された3,000円と、500円の差異がございます。この500円は、中山氏から中山氏に3,000円の支払いが行われる中で、どこに消えたものでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 申し訳ございませんが、そういう個々の細かい事案については了知してございませんので、先ほど来、証言しておりますとおり、第三者委員会のほうでそういうところも含めて検証いただきたいと考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 証人がおっしゃる任意団体の詳細は誰に聞いたら分かるのですか。もう一回お尋ねしますけど。どう考えても中山哲志さんが代表の、これ、大刀洗マルシェの公文書で判明するのはこのお名前だけなんですよ、恐らく。だから、どなたに聞いたら分かるんですか、証人が任意団体だと主張する団体の実体は。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 そのためにこれまで百条委員会で担当課長なり担当係長なり販売スタッフあるいは一般職員まで証人喚問をして調査されてきたんじゃないですか。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 質問は受け付けませんけど。何人にもお聞きしましたが、この団体の実体が分からぬということです。誰に聞いても代表者が分からぬし、誰がやったのかといえば現場のスタッフという、スタッフは誰かと聞いたら公務員だという、決裁は誰がしたのかというと誰もしていないという。話し合ったというが、その記録もなければ決裁もない。我々は何をどう判断したらいいのでしょうか。

町長が公費を使うのに、（　）でもない、しかし代表者は中山哲志氏になっていると。それが分かれば我々はそんな何人も呼んで証言求めません。何人聞いてもこの団体の実体が分からぬから聞いているんです。

だから、もう一回聞きます。中山哲志氏が3,000円で単価契約したけど、中山哲志氏は中山哲志氏に2,500円の物品しか納入していない。しかし、インボイス登録した税込み3,000円で請求書を出していらっしゃいます。残りの500円はどこへ消えたんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 先ほどもお答えしましたとおり、詳細については把握してございませんので、その点についても第三者委員会のほうで検証いただきたいと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 ここは、だから中山氏から中山氏にお金が流れる中で使途不明金が発生しているということなんですね。重大な疑義ですよね。そこは早く、第三者委員会とかいうレベルではなくて、中山氏と中山氏が契約して中山氏から中山氏にお金が流れている時点で使途不明金が発生しているんだから、一刻も早く、これはその内情を、第三者委員会とかいうレベルじゃないですね。そんなの待たないで、すぐやらなくてはいけないと思います。そこは今日はやめときます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。何かあります。平山委員。

○平山賢治委員 すいません。あと、今までの15年間が非常に問題があったということについては御承知いただいている。ただ、評価が違うということで、我々は非常に深刻な問題だと思っているけれども、証人におかれでは問題ないと。そこら辺は今後やっていきたいと思うんですけど。

1つは、この事業をやるに当たって、そうやって何の根拠もないし、15年間、そのような証人も認めるような不適切な事業運営が続いてきたと。その一つの大きな原因として、担当する職員が15年間、同じ部署にいて全く異動もない。これは、前町長や証人の意図的な人事によるものですね。これが今までずっと不適切な事業を続けてきた一つの大きな原因になると思いますが、

この意図は何ですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 人事異動については、それぞれの適正等踏まえながらやっておるところです。今言われた者に対する人事異動についても、担当から係長、課長というふうに人事異動があつているものと認識してございます。また、途中、組織再編等もあってございますので、担当業務自体、どんどん変わっているものだと思います。

基本的には、一般職員でありましたら、いろんな部署を経験させるという意味で、庁内においては5年をめどに異動させてございますけれども、管理職については、それはその場面場面の適正であるとか何とかによって、それより短い周期で異動させてございます。

また、いわゆる土木職であるとか文化財であるとか、専門職については、どうしても同一の部署での在籍が長くなる部分がございますし、あるいは税であったり予算であったり、専門性なり継続性があったほうが役場の執行部体制が確保できると判断した場合は同じ人間が長い勤続年数になる場合がございます。今言われた者についても、そのような面があつたんだと思ってございます。

これは、さくら市場に関するだけではなくて、いわゆる例えば広報であるとか、そういう面でいろいろ例えばマスコミ機関との関係性等もございますので、そういう部分含めて、総合的に勘案して人事を行っているところでございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、地域振興課の担当業務というか、それは専門職に当たるということになるんでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 専門職という言葉のまた意味になりますけれども、例えば報道機関との関係等については、日頃から報道機関との関係性を構築できているというのが報道に取り上げていただくという意味でも重要になってまいります。そういう意味で、人間関係の部分も含めて判断をしているところでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 この担当課長は、課長になられて、もう既に8年たたれています。メディア対応とか人脈ということで言われてありますけども、次の方にそれを継続させるという対応は、この人でしかこの仕事ができないという、ほかの職員にこの仕事をやらせることはできないということでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 ほかの職員に仕事をやらせることができないということはなかろうと思います。

ただ、長年やってきた者と同じような仕事のやり方はやっぱり当初は難しいと思いますし、そういうことも踏まえて、所掌業務、持っている業務自体も、機構再編等で変えてきているところはございます。この人じやないとできないという業務は、それは行政においてはなるべく避けなければいけないというのは認識してございます。

ただ、一方で、これだけ正規職員100人いない役場でございますので、どうしても理想論どおりの人事異動なり人事配置ができていないという部分はございます。なので、これまでうちの役場としては強みを生かすような人事に取り組んできたところでございまして、そういう中で今のような形になっている部分があるんだと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 適材適所という名目で、結局のところ15年間同じところにいらっしゃった結果、15年間、証人もおっしゃるような不適切な経理、領収書も廃棄するような経理がこの人物の下で行われてきたんですけど、それは町長の任命責任ということになりますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 今、委員のほうから言わされたように、適材適所の人事を行ってきたと認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 結果として、適材適所の人事の結果、根拠もなく事業が実施され、根拠もなく手数料が徴収され、通帳にプールして、領収書も捨て、会計監査も受けないというのが適材適所ということですね。そういうことですよね。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 そのようには考えてございません。

また、今、1人の者だけを、職員を取り上げて言われておりますけれども、この事業が開始されたときには、当然、直属の係長なり課長というのは別の者でございまして、職員でございまして、それをあたかもその1人の職員がいるから今のようなことになっているというふうな認識は私自身は持ってございません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それも非常に象徴的な1件だと思うんです。だから、先ほど、別の元課長、証人喚問しましたけど、担当課長なのに何も知らない、何も分からぬ、何があるかも知っていない、興味もありませんでしたみたいなことをおっしゃってね。だから、何回も言うけど、これ、誰が責任持っているんですかという話ですよ、町の税金使って。そこはまた言つていきたいと思います。

うちは以上であります。

○古賀世章委員長 よろしいですか。議長。

○高橋直也議長 聞いていますと、このさくら市場は任意団体というような御説明がずっと冒頭からあられていますけども、百条委員会にて、大刀洗マルシェかてて、旧称名さくら市場の事業開始年度からの規約や約款などの提出を求めたところ、中山証人からは、事業開始年度からの約款、規約という形での定めはございませんと記載された文書が提出されました。

でも、公務として、町からの委託契約も存在しないのに、15年間、人件費をはじめ、公金がここに使われてきました。大刀洗マルシェかてては、100%、町が一般会計に計上した人件費などで活動をし、経理事務などは全て町の職員が担っていると認識しております。全て公金で運営されているということですけども。

また、大刀洗マルシェかてて、町が率先して立ち上げたにもかかわらず、15年間、1度も大刀洗マルシェかてての総会資料や会計報告などを見ないで今まで長きに事業に関わってきたということは、あまりにも無責任じゃないのかなと私は思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 まず、百条委員会の委員でない議長が証人を尋問されるというか、これ、どういう根拠をもってされているんでしょうか。

○古賀世章委員長 質問につきましては、お答えできません。どうぞ。

○中山哲志町長 この百条委員会というのは、当然、御承知だと思いますけれども、法律によって罰則が与えられた、国会の国政調査権に匹敵するような強力な権限でございます。なので、これについては、尋問できるのは議会の議決によって選出された委員のみだというふうに私自身は認識してございますが、これまでの百条委員会を見ておりますと、委員ではない議長が職員に対して尋問するような事例が多々見られます。それによって、職員が傷つき……。

○古賀世章委員長 すいません。止めてください。

○高橋直也議長 委員長、いいですか。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○高橋直也議長 私の認識違いたら申し訳ないんですけども、議長は、どの委員会にも出席することができるし、そこで発言することができると地方自治法に載っていると私は認識して質問させてもらっているんですけども。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 確かに、地方自治法の105条だったかと思いますけれども、議長は委員会に出席し発言できるというふうな定めがあったと思います。

ただ、百条委員会については該当しないというふうに思ってございます。百条委員会というのは、通常の委員会と違って、法律によってですよ……。（「説明を止めてください」の声あり）

(発言の声あり) (「何で言わせないんだよ」の声あり)

○古賀世章委員長 直接関係ないことは。(「何言っているんですか」の声あり) あなたは退場してください。(発言の声あり)

続けてください。(「お答えはできないということですかね」の声あり)

○中山哲志町長 委員長。

○古賀世章委員長 はい。(「はいじゃない()」の声あり)

○中山哲志町長 尋問は、百条委員会の委員のみによって行われるべきでございます。(発言の声あり)

○高橋直也議長 委員長、私の質問には答えてもらえないんですか。発言できないんですか、私は。

○古賀世章委員長 いや、そういうことはないと思います。

○高橋直也議長 では、答えてもらいたいんですけども。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 ですから、百条委員会の委員でない議長には、証人を尋問する権利はないというふうに申し上げております。

また、この発言を制止をされない委員長、委員会の中立性なり的確性が疑われる委員会運営になっているというふうに私自身は思います。

○古賀世章委員長 それは、まあ、自由でしょうね、どう思われよう。

○高橋直也議長 私の質問には答えられないということですか、何度も聞きますけど。

○古賀世章委員長 ちょっと待ってください。暫時休憩を入れます。(発言の声あり) 5時まで暫時休憩します。

(午後 16時 50分休憩)

(午後 17時 00分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

傍聴者の方にお願いを申し上げます。

議会委員会条例の17条に、「委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。」というふうになっておりますので、これはきちんと対応させていただきます。傍聴人には発言権はございません。よろしくお願いします。

それでは、先ほどの件でございますが、高橋議長のほうから質問があつたように理解しておりますけれど、町長のほうにそのお答えをお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。中山証人。

○中山哲志町長 先ほども申し上げましたとおり、百条委員会の委員以外からの証人に対する尋問には回答することはできませんので、百条委員会の委員の方から尋問をお願いします。

○古賀世章委員長 それでは、証言していただかないということで了解しました。ありがとうございました。

それでは、よろしいですか。

ほかに質問ございませんでしょうか。いかがですか。どうぞ、平山委員。

○平山賢治委員 () で恐縮です。

旅費の不正請求について、ここからお伺いしたいと思います。

通常、町の職員の宿泊費及び旅費の支払いに関しては、どのような手続が必要だと認識しているのでしょうか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。中山証人。

○中山哲志町長 旅費の支出のときにどのような手続といわれますと、まず旅行命令を受けて、精算をし、復命書を復命するという形だろうと思ってございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その際、宿泊費を精算する場合、どのような添付書類が必要だと認識していらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 それは大刀洗町においてという理解でよろしゅうございます。

大刀洗町においては、かつては、旅費については、宿泊については定額支給でございますので、1万900円ということで、それについては領収証等は必要なかったものというふうに認識してございます。

ただ、正確に何年かは覚えてございませんけれども、議会の中である議員のほうから、それはやっぱり宿泊証明書等を添付すべきではないかというふうな指摘がございましたので、それ以後、宿泊を伴う旅費については宿泊証明書を添付する取扱いになったというふうに理解してございます。

また、時代が下がって、府議等でこの宿泊証明書については必要ないんではないかとの職員からの提案があり、制度について検討する中で、宿泊証明書でなくとも、領収書があればいいのではないかというふうになってきたものというふうに認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 証人の御証言によれば、少なくとも記録が残る平成29年以降は、宿泊費の精算に関しては宿泊証明書を証拠書類として添付していただくことが必要だと認められますが、そのとおりですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 そういうふうな運用をしてきたものと認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則第8条、その他によれば、有料の宿泊施設に宿泊したことが証明できなければ、定額払いであっても、会計管理者は宿泊費の支給をしないということで間違いございませんか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 申し訳ございませんが、個々の条文については認識してございません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 少なくとも、実務としてそのような取扱いがなされてきたのであって。

それでは、正当な手続によらない旅費等の支出が認められた場合、町はどのように対処しますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 正当な手続を踏まないというのは、どのような場合を言われているのかが分かりません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 例えば、偽物の証明書によって旅費が支出されたということが認められた場合、町はどのように対処しますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 事実関係を確認した上で、再発防止、それから当該職員に対する処分等を検討することになろうかと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 これまでの百条委員会の調査によれば、佐々木氏による複数の宿泊証明書の偽造及び偽造した宿泊証明書に基づく旅費の支払いが行われていたと認められます。当町において、なぜこのようなことが複数回実行されたのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 その点については分かりかねますというか、ただ、こういう事態が起きていることについては大変申し訳なく思ってございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 証人は、後に訓告処分となる佐々木氏の事案を認知したのはいつだったか覚えていますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 正確には記憶してございません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 認知した後にどのような対応なさったか覚えてますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 明確にはちょっと覚えておりませんけれども、分限懲戒委員会で審議の上、処分を決定したものと思ってございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 昨年の12月定例議会において、佐々木氏による文書の偽造とその受け取りが発覚しました。ここでは、議会では佐々木氏による余罪の調査の必要性が指摘されましたが、証人はどう答弁し、どう対応しましたか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 どう答弁したかというのは明確に覚えてございません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その後、何らか自発的に余罪の調査等については行動なさいましたでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 その後、当該事案については百条委員会のほうで調査をされ、そういうこともございまして、当該職員が体調を悪化させ、要は病気休暇に入ったと。なので、当該職員に対して新たな調査をすることができませんでしたので、今、百条委員会は百条委員会で調査中ですけれども、執行部は執行部として、改めて分限懲戒委員会を開催し、その中で本人から事実関係なりを聴取した上で、適切な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ちょっと多分、時系列が間違っていると思うんです。議会としては、町側が再調査しないという答弁を踏まえて、それなら百条委員会で調査せざるを得ないという手順を踏んでなされたので、そこの順番が間違うと、あたかも百条が先走っているので調査ができないような話になるので、そこはお間違いいただかないようにいただきたいと思います。我々、手順を踏んでやっています、ずっとね。調査もしない、それ以上の処罰もしないというので、やむを得ず百条が立ち上がっていますので、お間違いないようにお願いしたいと思います。

そこで、大刀洗町としては、佐々木氏のこれらの複数の宿泊証明書が偽造と知りながら旅費を支出したのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 そのようなことはないと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうでないとすれば、なぜ町はこの偽造証明書に対して支出したのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 それは、要は会計課なりのチェックの段階で偽造というのが分からなかつたということではないかと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、町側が職員にだまされたということになりますよね。偽の書類でだまされて、私たちの税金が支出されたということになります。そうであれば、職員による詐欺・横領の事案であり、町は公金を詐取された被害者となります。町は、佐々木氏に対し損害賠償請求と刑事告訴を行うべきではありませんか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 この事案について、当初の事案については、出張の用務には行っているところ、実際に泊まったホテルとは別のホテルの証明書を自作した事案でございまして、言わば泊まったという事実はございます。なので、町の公金を詐取したと言われましたが、それには当たらないのではないかと考えてございます。

ただ、自作して宿泊証明書を作ったという行為は、これは認められるものではございませんので、分限懲戒委員会の中で審議の上、処分をしたところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 他の事案で恐らく認められるということについては、実際には泊まってもいらないのに自作の証明書で公金を受け取ったという事案があれば、当然においてこれは横領・詐欺等の事案ということで、損害賠償や刑事告訴が行われると認識しておいてよろしいですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 先ほどもお答えしましたとおり、改めて分限懲戒委員会を開催し、本人に事実確認を確認した上で、執行部として適切な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 この町では、先ほども述べましたけど、全く根拠なく公金が支出されたり詐取されたり、何でこんなことがあちこちで、しかも、いわゆる末端じゃなくて、町の中枢部でこういうことが起きていますよね。つまり、証人が任命した課長職、また同じところに何年もいたりする方々がこういうものに関わっていらっしゃる、これはなぜでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 その質問には、私としてはお答えするのは難しい。その理由については分かりかねます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 いずれにしても、任命責任は極めて重いと言えますよね。

お手元の文書をご覧ください。

先ほど証言にもございましたが、お手元の文書で、何かというと、二枚物で出張旅費計算等に係る留意点という書類がございます。先ほど少し御証言にもありました。この文書を御存じでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 今、見ておりますし、存じ上げてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 いつ頃から存じ上げていらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 議会で指摘を受けてから存じ上げてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 この文書は、これは書類は令和5年1月になっていますが、もともとは令和4年5月に副町長が決裁した文書です。それは御存じですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 そのようにお聞きをしております。決裁時点では存じ上げておりませんけど、これまでの議会との一般質問等の審議の中でそのようにお聞きしています。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それでは、しかし、令和5年1月に、1枚目の裏の3) というところで、ちょっとすいません。赤字が見えにくいんですけど、3、宿泊のパック商品によらない場合というところをご覧ください。ここが、もともとは黒い字です。精算時に宿泊証明書を添付してくださいと書いてあります。そのとおりだと思います。そのとおり、会計実務は実施してきたのだろうと思います。

ところが、令和4年12月の総務課長協議で、この赤い部分、宿泊証明書を添付してくださいが消されて、領収書等宿泊したことが分かる書類、例、見積書、請求書、行程表、復命書に宿泊場所を記載し、宿泊証明書を添付してくださいとなっています。これは誰が決裁したものですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 明確に時系列の部分がよく分かりませんけれども、庁議において、職員提案において宿泊証明書は必要ではないんではないかというふうな提案があり、それを庁議で審議をした中で、このような改正を担当課において行ったものだろうというふうに認識してございます。

これについては、いわゆる……。（「誰が決裁したのか」の声あり）

○古賀世章委員長 誰が決裁したのか、お答えください。

○中山哲志町長 文書として決裁ということではありませんけれども、庁議の中だったか、その後の企画財政との協議だったかは明確に覚えてございませんけれども、私のほうにも協議があり、

私のほうからは、宿泊証明書は確かに、今、いろんなホテルの業態があつて、取るのになかなか難しい面もありますので、領収書があればいいんではないかというふうに指示をしたところでございます。そういう指示も受けて、踏まえて、旅費というか、この所管する課において変更されたものだろうと思ってございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もう一回言いますよ。決裁文書を変更するのに、誰が決裁したんですか。決裁していないんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。そこ、明確にお答えください。中山証人。

○中山哲志町長 ですから、これについては、庁議において提案があり、変更方針については私からも指示をしたところです。それを踏まえて、担当課において変更したものと認識してございます。

○古賀世章委員長 すいません。このまま続けます。平山委員。

○平山賢治委員 どなたも決裁していないと受け取ってよろしいですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 自治体、行政において、町の方針を決定する際にはいろんなやり方があるんだろうと思ってございます。町長に協議をしたりあるいは庁議のほうで提案してその中で方針を決めたり、そういう中において、それに基づいて、その所掌事務の担当課において方針を決裁というか、決定しているものだと認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 決裁文書を決裁もなく改変した場合、その改変した文書の責任者は誰ですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 決裁なしに改変したというふうには認識してございません。庁議において提案があり、それについて担当課から町長にも協議があった上で、担当課がその職責に基づいて変更したものだと認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 では、この改変した部分が原因で違法や犯罪が発生した場合、その責任はどなたにあるのですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 それは、もし違法なり犯罪が起きた場合は、その実行者だと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その根拠が改変した文書にある場合は、その文書の責任者は誰ですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 文書の責任者と、今言われたような犯罪を起こした者との関係というのは、それは関係がないんだというふうに私は思ってございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 すると、決裁文書というのは、何のために決裁する。つまり、決裁文書というのは決裁者に責任があると思うけど、決裁していない文書というのは誰に責任があるんですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 それは、その文書を作成した者。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、町長に責任はなく、これを決裁なく改変した担当課、担当課長に責任があるということですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 ですから、これは序議において審議をされ、その後も町長協議をして、それを踏まえて担当課が変更したものだというふうに認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、責任は町長にあると考えてよろしいですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 ですから、これは責任を取るような文書ではないというふうに私自身は認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 実際に改変後のこの留意点、改変された部分に基づき、佐々木氏は宿泊証明書や領収書などの証拠書類なしに旅費の宿泊を請求しています。そのような効果が発生しています。それはなぜですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 今、委員のほうから御指摘があった点は、この文書のほうが分かりづらかった面があったんだろうと思いますので、それは、その後の序議を踏まえて、また変更しているものと認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 だから、そういう何か証人が紛らわしいものとおっしゃっている、紛らわしいもの作ってしまった責任は誰にあるのかと申し上げているんです。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 今までの議論を聞いていますと、何か少しでも疑義があるような文書を作ったら、それは全部職員の責任だというふうな追及の仕方というか、主張はおかしいと思います。

○古賀世章委員長 止めてください。平山委員。

○平山賢治委員 町長や課長らが一切責任を取ろうとしないというか、本来、当然に町長や課長ら管理職に責任があるであろうと思われる事案について、全く町長や副町長、課長らが責任を取ろうとせず、「現場のスタッフが」とか「出品者が」とか「議会が」などと全て他責で責任をなすりつけようとする、その組織的な姿勢に大変驚いております。

それで、何度も言いますけど、この決裁もなしに改変された——そもそも、佐々木証人自体が領収書も宿泊証明書もいらないだろうが、だからこういうふうに緩和しろといって緩和したのだと証言しておって、そのとおりに領収書も宿泊証明書も添付せずに宿泊費の支出を請求したと本人も証言しています。それに対して、これは極めて重大な改変になるではありませんか。その責任は誰が取るのですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 領収書が必要ないというふうな認識は持ってございません。領収書は必要なんだという認識でございます。

それが、この書き方だと、旅費ですから、精算旅費と概算旅費ございますので、概算旅費で請求する際には当然領収書等ありませんので、その際には添付書類としては、当然、旅程とか金額が分かるものを添付するんでしょうし、それが精算の時点においては、領収書が必要だという認識の下にこの通知が出されたものだというふうに私自身は認識をしてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 だから、決定の経過なり決裁が要るだろうと申し上げているんです。何でないんですかって話。決裁もなしに行われた文書によって、そういう歪んだ違法な行動が、しかも改変を要求した人物によって違法な行為が行われている、この責任は重いのではないですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○中山哲志町長 先ほどから何度もお答えしておりますとおり、行政において方針を決める際には、文書によって決裁という形で方針を決める場合もあれば、町長協議等、協議によってあるいは府議等で方針を決める、あるいは府議のメンバーで、どうすればよりよい制度になるのかというのを協議していくということはあっております。その協議を踏まえて、担当課がその権限の中でこういう文書の変更を行ったものだと私は認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 この件に関して、証人喚問行いました。その府議なるものに出席していた課長5名全て、その府議において、このような改定が合意形成されたものとは認識していないと答えています。なぜでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 最初に提案があった府議においては、言われるように、結論は出なかつたんではないかと思います。その後の町長協議等を踏まえて、担当課においてこの取扱いを変更したものだと思ってございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 何にしても、経緯もなければ根拠もない、決裁の決定もないということが、かくてについてもそうですけど、全て共通していますよね、ないないづくしなので。根拠もない、証拠もない、法律にも従っていない、このような行政がなぜ中山町政の下で行われるのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 同趣旨の回答になつてあれですけれども、行政が方針を決めるに当たつては、いろんな方針の決め方がございます。府議で審議をされ、それを踏まえた後に町長協議があり、その町長協議を踏まえた上で担当課において必要な変更を行つてゐる。ただ、それで、また分かりづらいとか誤解を招く職員がいたので、またその後の府議で改善策を協議をした上で、担当課においてまた必要な改善を行つてゐると。そういう繰り返しをやつてゐるわけで、委員が御指摘のように全て何か悪い方向に悪い方向にといふか、全て文書主義で、文書にないものは存在しないかのような尋問を受けておりますけれども、そういうふうなことにはなつていないということをございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 文書のみならず、法的根拠もないですよね、今までずっと御質問していたことについては。だから、本当に法律に基づいた行政をやっていただくようにお願いしたいと思います。ということは、我々が納めた税金が正しく支出されていなかつたり、それが搾取されたりということが起きているんですけど、納税者に対して何か申し上げることはないですか。加害者という認識はござりますでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○中山哲志町長 委員が言われるように、搾取したとか、そういうふうな認識はございません。例えば旅費であれば、法律、条例の範囲内で、その運用について、府議等で協議の上やつているところでございまして、その証拠書類を何をもつてすればいいかというところ、これをこの留意点の中で示し、それについていろんな意見がございましたので、それに基づいて変更していると。

法律と言われますけど、法律で言えば、宿泊に関しては、領収書等を添付する、宿泊証明書を添付する必要はこれまでなかつたんです。今般、国のはうの旅費の規程が変わりましたので、定額支給から、上限額を引き上げた上での実費支給に変わつたので、その場合は当然領収書の添付が必要になってくると思いますけれども、これまでそういう制度ではなかつた。ただ、議会等の指摘も踏まえて、必要な証拠書類が何なのかというのを担当課で示したのがこの留意点だと

いうふうに認識してございます。

また、さくら市場等では、証拠がないと言われますけれども、任意団体のさくら市場において、それぞれ売買等を行われているときには、当然、領収書等出しているわけです。ただ、その領収書が、保管期限の定めが明確ではなかったために、一定期間経過後に廃棄をしている、そのことをもってずっと指摘をされているんだと思いますけれども、そこは確かに明確な規程がなかったので、そこは改善をしてまいりたいと考えてございます。

○古賀世章委員長 ほかに、どなたか。よろしいですか。

ほかにないでしょうか、尋問は。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

では、以上で中山証人に対する尋問は終了させていただきます。

証人は退席、退室いただいて結構でございます。

(証人退室)

○古賀世章委員長 以上で中山証人への証人尋問を終わります。

続けて、次回の開催日の御説明でございますが、次回の委員会につきましては、9月3日午後1時30分より会議を行いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

また、本委員会と住民の皆様との意見交換会は、8月の24日日曜日の午前10時から、大刀洗ドリームセンター2階の展示ホールにて開催いたします。

そのほかで何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 それでは、ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 17時 33分閉会)